



目次

告示	ページ
○令和8年度2等陸・海・空士の募集期間等 (危機管理・防災課)	1
○「令和8年度所得向上推進企業等総合支援事業費補助金事務委託業務」に係る公金事務の委託 (産業政策課)	1
○道路の占用を制限する区域の指定 (道路課)	1
○高知県収入証紙売りさばき所の名称の変更の承認 (会計管理課)	1
公告	
○争議行為の予告 (雇用労働政策課)	1
○土地改良区の役員の就退任(2件) (農業基盤課)	2
高知県教育長訓令 ◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	2
落札公告 ○落札者等の公告 (南海トラフ地震対策課)	2

告 示

高知県告示第301号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、2等陸・海・空士(任期制自衛官)の募集期間等を次のとおり告示する。

令和8年5月12日

高知県知事 濱田 省司

1 募集期間等

- (1) 募集期間
随時(最終期限は、令和8年5月20日(水))
- (2) 試験種目、試験期日及び試験会場等

試験種目	試験期日	試験会場等

筆記試験 適性検査	令和8年5月23日(土)から同月25日(月)までの間のいずれか1日(筆記試験及び適性検査は、同日内とすること。)	受験者が保有する端末からインターネット回線を利用する方法により実施する。
口述試験 身体検査	令和8年5月31日(日)	香南市香我美町上分3390高知駐屯地

- (3) 採用時期
令和8年8月、9月及び11月並びに令和9年3月及び4月採用予定
- 2 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/pco/kochi>

高知県告示第302号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年4月16日に指定し、公金事務を同日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月12日

高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
兵庫県神戸市中央区京町79番地	株式会社ウインウイン	「令和8年度所得向上推進企業等総合支援事業費補助金事務委託業務」により支払う審査員謝金	令和8年4月16日から令和9年3月31日まで

高知県告示第303号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定することとしたので、同条第3項の規定により告示する。

その関係図面は、令和8年5月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年5月12日

高知県知事 濱田 省司

1 指定する道路の路線名及び占用を制限する区域

路線名	占用を制限する区域
県道後免中島高知	高知市はりまや町二丁目262番1地先から高知市はりまや町一丁目401番地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日前に占用を認められた電柱の更新又は移設による場合を除く。)。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年5月12日

高知県告示第304号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第4条第5項の規定により売りさばき所の名称の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月12日

高知県知事 濱田 省司

1 売りさばき人の住所及び氏名

高知市葛島二丁目8番地38-201号
四ノ宮 貴代

2 売りさばき所の所在地及び名称

(変更前) 高知市葛島三丁目10番16号
行政書士中山健二法務事務所内

(変更後) 高知市葛島三丁目10番16号
かたた行政書士事務所

3 変更承認年月日

令和8年4月23日

公 告

令和8年4月21日付けをもって精華園職員労働組合執行委員長光本幸子から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

令和8年4月24日(揭示済)

		高知県知事 濱田 省司	
1	事件		
	賃上げ要求について		
2	日時		
	令和8年6月1日午前零時以降		
3	場所		
	海辺の杜ホスピタル		
4	争議行為の概要		
	全職場におけるストライキの実施		
~~~~~			
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、中村市大用土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。			
令和8年5月12日			
		高知県知事 濱田 省司	
	役名	氏名	住所
	(退任)		
	理事	伊勢脇精藏	四万十市大用521番地
	"	佐竹 等	" " 498番地 1
	"	森本 深	" " 700番地の33
	"	佐竹 洋和	" " 382番地 1
	"	西村 浩司	" " 274番地 2
	"	坂本 隆文	" 住次郎1349番地 2
	監事	平野 祥智	" 大用261番地
	"	戸田 康幸	" " 43番地 1
	(就任)		
	理事	伊勢脇精藏	四万十市大用521番地
	"	佐竹 等	" " 498番地 1
	"	森本 深	" " 700番地の33
	"	佐竹 洋和	" " 382番地 1
	"	西村 浩司	" " 274番地 2
	"	坂本 佳代	" 住次郎1330番地
	監事	戸田 康幸	" 大用43番地 1
	"	西村 治	" " 447番地 1
~~~~~			
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、田野町土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。			
令和8年5月12日			
		高知県知事 濱田 省司	
	役名	氏名	住所
	(退任)		
	理事	山脇 幾男	安芸郡田野町1286番地

"	松田 悌秀	" " 1948番地
"	桑名 敏	" " 394番地
"	岩崎 章	" " 2246番地
"	坂本 祐二	" " 3193番地
"	牛窓 博文	" " 572番地
"	平高 正則	" " 2868番地 1
"	岸野 学	" " 580番地
"	黒岩 健一	" " 23番地
"	山本 清治	" " 1325番地
"	西山 和則	" " 2354番地 2
"	有働 龍大	" " 18番地 2
"	桑名 良学	" " 527番地
監事	田中 繁穂	" " 604・605・606合番地
"	濱渦 昭彦	" " 1422番地 5
"	坂本 輝男	" " 3146番地
(就任)		
理事	山脇 幾男	安芸郡田野町1286番地
"	松田 悌秀	" " 1948番地
"	桑名 敏	" " 394番地
"	岩崎 章	" " 2246番地
"	坂本 祐二	" " 3193番地
"	牛窓 博文	" " 572番地
"	平高 正則	" " 2868番地 1
"	岸野 学	" " 580番地
"	黒岩 健一	" " 23番地
"	山本 清治	" " 1325番地
"	西山 和則	" " 2354番地 2
"	山脇 昭子	" " 4177番地
"	高橋こずえ	" " 267番地10
監事	田中 繁穂	" " 604・605・606合番地
"	濱渦 昭彦	" " 1422番地 5
"	坂本 輝男	" " 3146番地

教 育 長 訓 令		

高知県教育長訓令第4号		
		教育委員会事務局 各 教 育 機 関
教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。		
令和8年5月12日		
		高知県教育長 今城 純子
教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令		
教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育		

長訓令第3号)の一部を次のように改正する。
第10条第11号中「次条第9号」を「次条第10号」に改め、同号を同条第12号とし、同条中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。
(4) 高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成18年高知県教育委員会規則第6号。次条第4号において「学校運営協議会規則」という。）第3条の規定による協議会の委員（以下この号及び次条第4号において「委員」という。）の任命及び同規則第13条の規定による委員の解任に関すること（県立の特別支援学校に係るものを除く。）。
第11条中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。
(4) 学校運営協議会規則第3条の規定による委員の任命及び同規則第13条の規定による委員の解任に関すること（県立の特別支援学校に係るものに限る。）。
附 則
この訓令は、令和8年5月12日から施行する。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。
令和8年5月12日
高知県知事 濱田 省司
1 随意契約に係る購入物品の名称及び数量 自走式仮設水洗トイレカー 5台
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県危機管理部南海トラフ地震対策課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年7月15日
4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社藤島 高知市南川添1番28号
5 随意契約に係る契約金額 48,537,500円
6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
7 随意契約によることとした理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号に該当するため